

令和6年6月5日

被保険者様

田辺三菱製薬健康保険組合  
理事長 山腋 修平

被扶養者（異動）決定通知書

提出のありました被扶養者異動届について、下記のとおり決定したので通知します。

被保険者記号 - 番号： 100 - 99999

被扶養者

	被扶養者氏名	生年月日	性別	続柄	認定日
1	ケンポ タロウ 健保 太郎	令和 06/06/01	男	長男	令和 06/06/01
2					
3					

不認定理由

--

この通知について不明な点があるときは、当健康保険組合までお問合せください。

問い合わせ先：[mtpc-ho-tanabe-kenpo-ml@m1.mt-pharma.co.jp](mailto:mtpc-ho-tanabe-kenpo-ml@m1.mt-pharma.co.jp)

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。